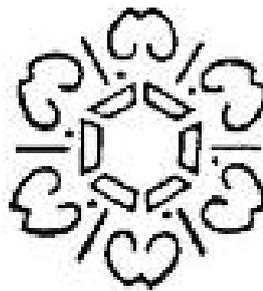


保存版

PTA案内



ご卒業されるまで大切に保管してください

令和6年度

枚方市立氷室小学校PTA

〒573-0112

枚方市尊延寺3丁目1番38号

TEL 050-7102-9060 FAX 072-858-8244

— 目次 —

1. はじめに
2. 氷室小学校PTA組織図
3. 総会とは
4. 運営委員会とは
5. 役員会とは
6. 各種委員会の紹介
7. 各種委員会活動の紹介
 - ◎生活指導委員会
 - ◎文化体育委員会
 - ◎広報委員会
 - ◎給食・環境整備委員会
 - ◎学級代表委員会
8. 氷室小学校PTA規約
9. 氷室小学校PTA役員選出規定
10. 氷室小学校PTA弔慰規定

1. はじめに

P T Aとは
Parent (親) の **P**
Teacher (教師) の **T**
Association (団体) の **A**

一言で言うと ⇨

子どもたちの教育のため、
教師と保護者が手を携えて
活動する団体です。



だから……とても大切だと思いませんか？

初めてPTAに参加する皆様にも、わかりやすく、楽しく、
PTAの紹介をしないと、この「しおり」を作りました。



～ 総会 は 最高 議 決 機 関 ～

総会は本会の最高議決機関であり、予算総会、決算総会の年2回の定例総会を開催します。また、必要に応じて臨時総会を開催することがあります。

会員の一人である以上、大いに参加し、実りある活動の一員としての存在になってみませんか！

- ・ 役員及び会計監査の承認
- ・ 1年間のPTA活動の報告及び会費が正しく運用されたかどうかを確認し合います。
- ・ 予算・決算の承認、規約の改正、その他重要事項を審議します。

総会はとても大切な機関です。もっともっと関心を持って、大いに参加してください。

4. 運営委員会とは？

～ 総会 に 次 ぐ 議 決 機 関 ～

- ・ 役員（会計監査をのぞく）
- ・ 各専門委員長
- ・ 各学年長
- ・ 校長・教頭
- ・ 教職員

※ PTAの活動を企画し、執行する機関であり、毎月1回開催します。

- ・ 各委員会から出された案件を審議します。
- ・ 各種の事業計画を審議し、執行します。
- ・ 総会に提出する議案を審議します。

5. 役員会とは？

◎ 役員とは？ ……PTA全体の運営は、運営委員会を中心に行われますが、その世話役として、個々に特定の任務を与えられています。

◎ PTAに、プロは不必要だし、いないはず。

① 子どもたちの成長と未来の幸せを願っていること。

② PTAには教師と保護者がどのように手を携えて活動していくかを真剣に考えていること。



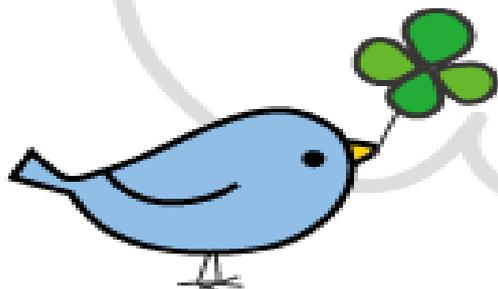
この二つの条件さえ持っていれば、誰でも役員になり得る資格を持っています。

- ・ 総会・運営委員会で議決された活動方針及び、各種案件の執行のために、企画立案をする。
- ・ 各委員会の活動の調整及び協力をする。
- ・ その他、PTA会員の意見の聴取、案件処理等総合的活動の推進を図る。

……自信が全くない……

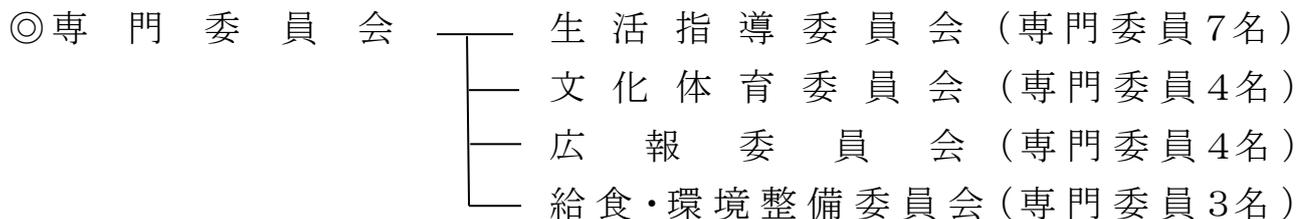


自信のないものばかりが、お互いの意見を聞き、話し合っ一つの方針をつき固め、生み出していけばよいのです。

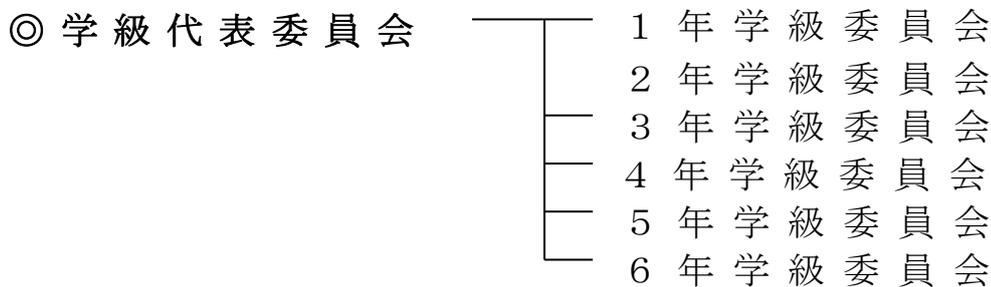


いろいろな壁にぶつかり、
難しいこともあるけど、
みんなで、ひとつひとつ
解決していくたびに
充実感でいっぱい。

6. 各委員会の紹介



- 生活指導委員会の専門委員は各地区より1名選出
- 生活指導委員会は、委員長を含め8名選出
- 文化体育委員会は、委員長を含め5名選出
- 広報委員会は、委員長を含め5名選出
- 給食・環境整備委員会は、委員長を含め4名選出



- 学級委員は各クラスより学年長を含め2名選出

◎ 選挙管理委員会

- 各学年1名と、教職員より1名選出し、構成します。

◎ 推薦委員会

- 各学年より選出し、また、教職員より1名を選出し構成します。
- 各役員候補者を選出し、選挙管理委員会に届けます。

子どものために学校をよくしていくのは私たちです。
みなさん一緒に協力しましょう。

7. 各種委員会活動の紹介

生活指導委員会

☆活動目的

学校との連絡を密にし、安全対策について他の団体と連携しながら、生徒指導活動につとめます。

☆主な活動

- ①立て看板の点検補修
- ②秋・春の交通安全運動への参加
- ③夏祭り・盆踊り・運動会開催時のパトロール
- ④児童自転車交通安全指導
- ⑤地区ごとに校区パトロール(年 8 回)



文化体育委員会

☆活動目的

児童・会員相互の健康を図るとともに、心豊かな暮らしへの援助増進に努めます。

☆主な活動

- ①スポーツ大会への参加
- ②一輪車保守点検
- ③会員講習会等

会員の皆さんの交流・親睦を深め、家庭・学校・地域の三つの環境を大切に子ども達の健全な育ちを見守ります。

広報委員会

☆活動目的

紙面を通じて学校と家庭のパイプ役に努めます。

☆主な活動

PTAだよりの発行

パソコンが身近になります。

給食・環境整備委員会

☆活動目的

学校給食の円滑な推進に協力し、児童及び会員の食生活の向上に努めます。

校舎内外の環境の整備に努めます。

☆主な活動

- ①給食試食会
- ②校内下草処理
- ③校内の清掃

大勢のお母さんと
友達になれますよ。



学級代表委員会

☆活動目的

会員と担任とが協力して、児童の健全な育成と教育の向上に努めます。

☆主な活動（前年度参考に）

- ①ミニ運動会
- ②人形劇
- ③手品
- ④ドッジボール
- ⑤陶芸
- ⑥お別れ会
- ⑦ベルマーク集計
- ⑧学年新聞の発行

一人で悩まず、みんなに
相談してね。



※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、活動状況は中止、延期等になる場合があります。

8. 氷室小学校PTA規約

第一章 総 則

第1条(名称および所在)

この会は、枚方市氷室小学校PTAと呼び、所在地を枚方市立氷室小学校に置きます。

第2条(目的)

この会は、保護者、教職員が全ての児童の健全な育成を図る為に、地域社会等と協力して相互に学び、成長することで児童の教育環境をより良くし、また、会員間と地域社会とで親睦を図り相互に考えることにより、全ての児童の為に活動することも目的とします。

第3条(方針)

この会は、目的達成のため次の方針によって会務を遂行します。

1. この会は健全な教育の支えを本旨とする任意の民間団体として活動し、目的、思想の異なる他団体および他機関からの支配や干渉は受けません
2. この会は全ての児童の健全な教育と、福祉のために活動する他の団体、および機関と協力します。
3. この会は営利的、宗教的、政治的な活動は一切しません。
4. この会は学校の管理運営や教育人事について干渉しません。

第二章 会 員

第4条(会員)

この会の会員は次の通りです。

本校に在籍する児童の父母または保護者、および本校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の資格を有します。

第三章 役 員

第5条(役員)

この会の役員は次の通りとします

会 長	1名
副会長	3名
書 記	1名
会 計	1名

役員任期は1ヶ年とし、再任を妨げません。

第6条(役員選出)

役員および会計監査委員の選出は、別に定める規定によるものとします。

第7条(任 務)

1. 会長は本会を代表し、会務を執行するとともに、総会ならびに運営委員会、各委員会を招集します。
2. 会長は各正・副委員長および委員を委嘱します。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務めます。
うち1名は、学級代表委員長を兼務し、他の1名は枚方市PTA協議会関係を主担します。うち1名は、運営委員会を主宰、年間行事の運営管理を主担します。
4. 書記は重要な会合の状況を記録し本会の庶務を司ります。
5. 会計は、この会の会計事務を担当し、会計監査を受けて総会に決算報告します。

第四章 会計監査

第8条(会計監査)

1. 本会の経理を監査するため、会員より2名の会計監査委員を置きます。
2. 会計監査は、本会の会計を年2回以上監査し、年度末総会にその結果を報告します。

第五章 会 計

第9条(会 費)

この会の会費は、一家庭月額300円とします。ただし、特別の事情のある場合は免除します。転入・転出の場合、1日でも在籍している月は徴収することとします。

第10条(経 費)

この会の経費は、会議および寄付金、またはその他の収入をもって充て、会計年度は4月1日より翌年3月31日までとします。

第六章 総 会

第11条(総 会)

総会は、本会の最高議決機関であって、年2回定例集会を開催します。また、必要に応じて臨時総会を開催できます。

1. 総会は、役員および会計監査の承認、予算決算の承認、規約改正、その他重要事項を審議します。
2. 総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、会長が招集します。
3. 総会は、全会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)がなければ成立しません。また、議決は、出席会員の過半数により成立します。

第七章 役員会

第12条

- 1、本会の目的を達成するために全体的な行事や事業の計画、および危機的状況に於いて協働し、これに対処する。
- 2、役員会は、会員が認めた時、または危機的状況においてこれを発足し、召集することができる。

第13条

役員会の構成は次の通りとします。

1. 役員
2. 校長・教頭

第八章 運営委員会

第14条

運営委員会の構成は次の通りとします。

1. 役員
2. 各専門委員長
3. 各学年長
4. 校長・教頭

第15条

運営委員会の任務および規定は次の通りです。

1. 各種の事業計画を審議し、会員よりの問題を処理します。また、総会に提出する議案書および報告書を作成します。
2. 運営委員会の定足数は過半数とします。
3. 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成人員の3分の1以上の要求があったとき、会長がこれを招集します。

第九章 学級代表委員会

第16条

学級代表委員会は、会員と担任が協力して児童の健全なる育成とともに教育の向上を図ります。

第17条

学級代表委員会は、各学年長、学級代表、各学級委員を置くとともに、学級代表委員長は副会長の内の1名が、同副委員長は6年学年長が兼務します。学級代表委員会は学級代表委員長が招集します。

第 18 条

各学級は、必要に応じて同等数の学級委員を選出します。また、学級委員は互選により学級代表を選出します。学年長は学級代表、学級委員を兼務します。

第十章 専門委員会

第 19 条

この会の目的達成のため、次の専門委員会を常置します。専門委員会には、正・副委員長、委員を置きます。

第 20 条

専門委員会の種類および任務は次の通りです。

1. 生活指導委員会

学校と絶えず連絡を密にし、安全対策について他団体および関係機関と提携しながら校外補導活動に努めます。

2. 広報委員会

この会の活動状況の連絡やPTAだよりを発行します。

3. 文化体育委員会

児童および会員相互の健康の向上を図るとともに、心豊かな暮らしへの援助増進に努めます。

4. 給食・環境整備委員会

給食指導の援助および改善に努めます。

各種施設の改善、整備を図るとともに、児童の福利増進のため教育環境の整備に努めます。

第十一章 特別委員会

第 21 条

会長は必要に応じて、特別委員会を設けることができます。

1. 特別委員会の構成員は、その都度会長が委嘱します。

2. 特別委員会は、任務の終了とともに解散します。

第十二章 弔 慰

第 22 条

この会の弔慰については、別に定める弔慰規定によるものとします。

第十三章 改 正

第 23 条

規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができます。

附 則

この規約は、昭和45年5月 1日より施行します。

昭和58年5月 8日改正

昭和59年5月13日改正

平成 元年1月14日改正

平成 5年 5月16日改正

平成 7年 5月21日改正

平成11年 5月16日改正

平成13年 5月20日改正

平成23年 5月 7日改正

平成24年 3月 7日改正

平成24年 7月 1日改正

平成 31年 3月 10日改正

令和6年 3月 10日改正(令和 6年度施行)

9. 氷室小学校PTA役員等選出規定

第1条(目的)

この規定は、枚方市立氷室小学校PTA規約第6条に基づいて、役員等および会計監査委員選出に必要な事項を定めることを目的とします。

第一章 推薦委員会

第2条(構成)

1. 推薦委員会は、各学年より選出し、また、教職員より1名を選出して構成します。
ただし、選挙管理委員を除きます。
2. 推薦委員は、会計監査候補者にはなれません。
3. 推薦委員の中から推薦委員長を互選します。

第3条(任務)

1. 推薦委員会は、各役員および会計監査候補者の定数を推薦し、本人の同意を得て、選挙管理委員会に届けます。
2. 運営委員と専門委員を会長に推薦します。
3. 推薦に際しては、業務の公平化を考慮するものとします。

第4条(任期)

推薦委員の任期は、次年度推薦委員会が発足した時をもって終了します。

第二章 選挙管理委員会

第5条(構成)

1. 選挙管理委員会は、各学年より1名ずつと教職員より1名を選出して構成します。
ただし、役員および推薦委員を除きます。
2. 選挙管理委員は、会計監査候補者にはなれません。
3. 選挙管理委員の中から選挙管理委員長を互選します。

第6条(任務)

選挙管理委員会は、選挙の準備、立候補者の受付、選挙の公示、選挙結果の発表、総会での承認等の事務を行います。

第7条(公示)

選挙管理委員会の公示は届出締切日を含め7日前までとします。

第8条(受付)

立候補の届出は、役名を明記の上、本人の署名、捺印を必要とします。受付機関は、公示期間とします。

第9条(広 報)

広報は、投票日の7日前までとします。

第10条(選 挙)

定数を超える候補者があり、候補者間の話し合いにより調整がつかない場合には、次の選挙を行います。

1. 投票用紙は、会員1枚の割合で選挙広報とともに全会員に配布します。
2. 投票は、無記名で密封の上、児童を通じて選挙管理委員会に届出します。
3. 締め切り後、選挙管理委員立会の上、開票します。
4. 役員、会計監査、委員は、選挙の多数決により選出します。

第11条(任 期)

- 1, 選挙管理委員の任期は、発足より次年度の選挙管理委員会が発足した時をもって終了します。
- 2, ただし、選管長の任期は2年とし次年度は補佐を行う。

第12条(改 正)

この規定は、運営委員会において委員の3分の2以上の賛成により改正することができます。

附 則

◎ 役員・運営委員選出に関する免除項目

役員・運営委員の選出は基本的にはPTA会員の立候補により選出することで決定し、やむを得ず立候補が無かった場合は推薦委員会での調整で役員・運営委員を決定する。

なお特例として副会長(3名)の選出に関しては、現役員が開催する学年会にて候補者を選出する。

やむを得ず立候補が無かった場合に関して下記の免除項目を設定します。

1. 本部役員または市P役職員(生活指導委員長、給食・環境整備委員長の輪番制での役職)を1回以上務めた会員
2. 学級委員・専門委員・市Pブロック長・選挙管理委員長いずれかを4回以上務めた会員
3. 学年長または専門委員長を1回、および、学級委員・専門委員いずれかを1回以上務めた会員
4. 学年長または専門委員長を2回以上務めた会員
5. 現役員と学校長との調整でPTA活動が無理と認められた会員

以上の3項目に該当する会員は、推薦委員会の行う選出から除外します。しかし、上記該当者でも、自らの立候補は妨げません。

附 則

本規定は、昭和58年5月 8日から施行します。

昭和59年5月13日改正

平成 元年1月14日改正

平成14年 1月17日改正

平成15年 2月 1日改正

平成18年 2月 4日改正

平成19年 3月 3日改正

平成24年 3月 4日改正

平成24年10月 7日改正

令和4年 3月 24日改正

令和6年3月10日改正(令和6年度施行)

10. 枚方市立氷室小学校PTA弔慰規定

PTAは、次の規定に基づき弔慰金を贈るものとします。

1. 弔 慰 金

(1) 会員が死亡したとき、5,000円としきみ一対

(2) 児童が死亡したとき、5,000円としきみ一対

上記いずれにも該当しない弔慰の必要を生じた場合、役員が協議して決定することができます。

2. 改 正

この規定は、運営委員会において3分の2以上の賛成により改正することができます。

附 則

本規定は、昭和58年5月 8日から適用します。

昭和59年5月13日改正

平成 元年1月14日改正

《あとかき》

一番大切なのは・・・

難しく考えないで気軽に参加してみる事です。

自分にむいていない、自分にはできない、

時間がない、なんて考えないでください。

参加してみて・・・

できること、できる時間・・・で協力を！

思い切ってやってみる！

これがPTA活動のポイントです。

自由に、新しい発想で、元気に楽しい活動にして

いきましょう！みんなで協力して何かをやりとげ

ると、とってもイイ気分ですよ。

